

ID: 247

担当部署: 上下水道局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市下水道条例 第40条から第43条まで		
例規番号	平成17年条例第151号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(罰則)</p> <p>第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を施行した者</p> <p>(2) 排水設備等の新設等を行って、第6条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(3) 第7条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を施行した者</p> <p>(4) 第11条、第12条又は第13条の規定に違反した使用者</p> <p>(5) 第14条又は第15条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠った者</p> <p>(6) 第21条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者</p> <p>(7) 第5条第1項又は第30条の規定による申請書又は書類、第5条第2項本文、第14条、第14条の2、第15条第1項又は第2項の規定による届出書、第19条第3号の規定による申告書又は第21条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者</p> <p>第41条 第8条第2項の手数料又は第18条の使用料の徴収について違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>第42条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 25 日